第七十五条中第三号から第七号までを削り、第八号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　不動産の鑑定評価に関すること。

第七十八条第三号を削る。

第八十二条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　都市局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

第八十三条第一号中「こと（」の下に「総務課及び」を加え、同条第二号から第七号までを削り、同条第八号中「並びに首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全」及び「（公園緑地・景観課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第二号とし、同条第九号を同条第三号とし、同号の次に次の五号を加える。

四　筑波研究学園都市の建設に関する総合的な計画の企画及び立案並びに推進に関すること。

五　関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画の企画及び立案並びに推進に関すること。

六　大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号）の規定による大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備及び開発に関する総合的な計画の企画及び立案並びに推進に関すること。

七　大都市の機能の改善を図る観点からの、琵琶湖の総合的な保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

八　首都圏整備計画の策定及び実施に関する状況の国会に対する報告並びにその概要の公表並びに近畿圏整備計画及び中部圏開発整備計画の実施に関する状況の公表に関すること。

第八十六条中第十号を第十七号とし、第三号から第九号までを七号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の七号を加える。

三　都市局の所掌事務に関する都市の再生に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

四　大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（国土政策局及び政策統括官並びに都市政策課の所掌に属するものを除く。）。

五　首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法の施行に関すること（都市政策課の所掌に属するものを除く。）。

六　首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域、近畿圏の近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域並びに中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備及び開発に関すること（市街地整備課の所掌に属するものを除く。）。

七　多極分散型国土形成促進法に規定する業務核都市基本方針及び業務核都市基本構想に関すること。

八　総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業（首都圏その他の各大都市圏内において行われるものに限る。）に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

九　首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に関すること（公園緑地・景観課の所掌に属するものを除く。）。

第百十九条第八号及び第九号中「（住宅以外の建築物に係る措置に係るものを除く。）」を削る。

第百九十条第二項中「第十七条第五号」を「第十七条第七号」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十号

道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十三号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

道路法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年六月三十日とする。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十一号

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十三号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（都市計画法施行令の一部改正）

第一条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条の表地区計画（市街化調整区域内において定めるものを除く。）の項第五号中「建ぺい率を」を「建蔽率を」に改め、同号ハ中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項第六号中「都市計画施設である」を削り、同表市街化調整区域内において定める地区計画の項第五号中「さく」を「柵」に改め、同項第六号中「都市計画施設である」を削る。

第三十七条の三第二号中「都市計画施設である」を削る。

（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部改正）

第二条　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「同項第六号」を「同項第七号」に改める。

（建築基準法施行令の一部改正）

第三条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条の二の五第一項第三号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項第十号中「都市計画施設である」を削る。

附　則

この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月三十日）から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三